

尾道市

ひとり親家庭のしおり

尾道市ではこの「ひとり親家庭のしおり」を作成し、ひとり親家庭の方、離婚を考えておられる方などにさまざまな制度やサービスを紹介しています。

それぞれの制度やサービスの詳細は二次元コードからご確認ください。尾道市子育て応援サイト おのはぐに繋がります。(一部、外部リンクに繋がります。)

尾道市子育て応援サイトおのはぐでは、このしおりに記載の制度以外の支援について掲載されています。また、子育て応援アプリby母子モでは、子どもの年齢や家庭の状況にあったサービスが通知されます。

目次

父母の離婚後の子どもの養育について

1. 親権者とは
2. 監護者とは
3. 養育費について
4. 親子交流について
5. 財産分与について

お金のはなし

1. 手当について
2. 医療費について
3. 手当以外の経済的な支援について
4. 貸付について

子どもとの生活のはなし

1. 住まいについて
2. 子どもの学びや体験活動の充実について
3. 子どもの居場所について
4. 子どもを預かってほしい

仕事のはなし

1. 仕事を探す
2. スキルアップする

相談窓口一覧

離婚後の子どもの養育について

父母は、親権や婚姻関係の有無にかかわらず、子どもが心も体も元気でいられるよう育てる責任と義務があります。

そのためには、離婚後も子どもの人格を尊重するとともに父母もお互いを尊重して協力し合う必要があります。

1. 親権者とは

『親権』とは子どもの利益のために監護・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限であり義務で、婚姻中は、父母の双方が親権者とされており、父母が共同して親権を行います。

離婚後には、**父母2人ともが親権を持つ『共同親権』**、**1人だけが親権を持つ『単独親権』**のどちらかの選択をする必要があります。

離婚する際には、これからの子どもの生活にとってどのようにするのが子どもの利益になるのかを考えて、父母が話し合いによって決めます。

話し合いによって決めることが難しい場合は、家庭裁判所が父母それぞれから意見を聴いて共同親権にするのか、どちらかの単独親権にするのかを決めます。

ただし、虐待やDVのおそれがあるなど、共同親権と定めることで子どもの利益を害すると認められるときは、家庭裁判所は共同親権と定めません。これは、離婚後にも適用されるため、こども自身や親族の請求によって家庭裁判所が親権者を変更することができます。

2. 監護者とは

父母が離婚するときは、子どもの監護の分担について決めることができます。

監護とは、子どもと一緒に生活し、食事・住居の提供、しつけ、教育、看病など日常生活上の監督・保護を行う権利と義務のことです。

親権に関わらず、どちらか一方を『監護者』と決めることで、子どもの監護をその一方に委ねることができます。もちろん、両方が『監護者』となり、平日と土日祝日で監護を分担したり、基本は同居親に委ねるが、進学等の重要な事柄については父母が話し合って決めるとしたりすることも可能です。

3. 養育費について

養育費とは、子どもの監護や教育のために必要な費用のことをいいます。

子どもが経済的・社会的に自立するまでの衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。親権の有無に関係なく子どもの親であることには変わりありませんので、親として養育費の支払義務を負います。

離婚後も子どもの生活が守られるように、離婚時に養育費の取り決めがなくても、取り決めるまでの間、子どもと暮らす親が他方の親へ、子ども一人あたり月額2万円の養育費を請求できる『法廷養育費』という制度があります。また、養育費の支払いがされない場合には、文書での取り決めがあればその文書をもって一方の親の財産を差し押さえる申し立てができます。

4. 親子交流について

親子交流とは、子どもがどちらの親からも愛されていることを実感し、それぞれと温かく、信頼できる親子関係を築いていくために、子どもと離れて暮らしている父母が子どもと定期的・継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

法律でも、親子交流を行うことを促しています。ただし、虐待やDVのおそれがあるなど、子どもの利益を害すると考えられるときは制限されることがあります。子どものことを最優先に考えることが重要です。

5. 財産分与について

財産分与とは、夫婦が婚姻中に共に築いた財産(預貯金・家・自動車・生命保険・学資保険など)を、離婚の際に各自の財産上のつり合いがとれるようにそれぞれ分け合う制度です。

夫婦の協議によって決めますが、成立しない場合には離婚後5年を過ぎるまでは家庭裁判所に対して財産分与の請求をすることができます。

詳しくは、法務省やこども家庭庁のホームページもご確認ください。



法務省：離婚を考えている方へ～離婚をするときに考えておくべきこと～



こども家庭庁：ひとり親家庭のためのポータルサイト

令和8年4月1日より施行された民法等の一部を改正する法律により、
父母の離婚後等の子の養育に関する見直しが行われました。
詳しくは、次の法務省・こども家庭庁のホームページをご確認ください。



法務省：民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する
見直し）について〔令和8年4月1日施行〕



こども家庭庁：民法等改正について

お金のはなし

1. 手当について

制度名 (尾道市 HP)	制度の内容	問い合わせ先									
児童手当 	0歳から18歳年度末までの児童を養育している方に支給されます。基本的に父母のうち、所得が高い方に支給されますが、離婚協議中などにより別居している場合は児童と同居している方に支給されます。 手当月額 <table><tr><th>児童の年齢</th><th>第1子・第2子</th><th>第3子以降※</th></tr><tr><td>0 歳～3 歳未満</td><td>15,000 円</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td>3 歳～18 歳年度末</td><td>10,000 円</td><td>30,000 円</td></tr></table> ※22歳年度末までの養育している子のうち、3番目以降の子	児童の年齢	第1子・第2子	第3子以降※	0 歳～3 歳未満	15,000 円	30,000 円	3 歳～18 歳年度末	10,000 円	30,000 円	子育て支援課 0848-38-9112
児童の年齢	第1子・第2子	第3子以降※									
0 歳～3 歳未満	15,000 円	30,000 円									
3 歳～18 歳年度末	10,000 円	30,000 円									
児童扶養手当 	ひとり親家庭で、18歳年度末までの児童を監護している方に支給します。 手当月額(物価等によって変わることがあります) <table><tr><td>第1子</td><td>48,050 円～11,340 円</td></tr><tr><td>第2子以降</td><td>11,350 円～5,680 円</td></tr></table> ※申請者及び扶養義務者の所得が制限限度額を超えると一部または全部が支給されません。	第1子	48,050 円～11,340 円	第2子以降	11,350 円～5,680 円	子育て支援課 0848-38-9205					
第1子	48,050 円～11,340 円										
第2子以降	11,350 円～5,680 円										

2. 医療費について

制度名 (尾道市 HP)	制度の内容	問い合わせ先
子ども医療費助成 	18歳年度末までの子どもが医療機関で受診した場合、その医療費の一部を助成します。 ※所得制限なし	子育て支援課 0848-38-9112
ひとり親家庭等 医療費助成 	18歳年度末までの児童を監護しているひとり親家庭の父または母、および児童が医療機関で受診した場合、その医療費の一部を助成します。 ※所得制限(申請者及び扶養義務者が所得税非課税)あり	子育て支援課 0848-38-9205

3. 手当以外の経済的な支援について

制度名 (尾道市 HP)	制度の内容	問い合わせ先
JR 通勤定期特別割引 	児童扶養手当受給者およびその方と同一世帯員が、JR の定期乗車券を購入する場合、3割引になります。 ※通学定期乗車券割引と併用不可	子育て支援課 0848-38-9205
保育料の減免 	保育所(園)・認定こども園を利用している世帯で要件に該当している場合は利用料の減免をします。 〈要件〉 ・生活保護世帯 ・市民税非課税世帯 ・ひとり親世帯または障害のある人がいる世帯で市民税所得割が 77,101 円未満の世帯(副食費免除・保育料軽減措置あり)	各施設 または 子育て支援課 0848-38-9114
放課後児童クラブ 減免 	放課後児童クラブを利用している世帯で要件に該当する場合は、申請により利用料を免除します。 〈要件〉 ・生活保護世帯 ・就学援助受給世帯 ・市民税非課税世帯 ・その他特別な事情がある場合	子育て支援課 0848-38-9215
就学援助 	尾道市立の小・中学校に在学(入学)する児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費など学校で必要な費用の一部を援助します。 ※所得制限等あり	各小中学校 または 教育指導課 0848-20-7474

制度名 (尾道市 HP)	制度の内容	問い合わせ先
教育費負担軽減制度  (外部リンク)	広島県内の公立高等学校等へ進学・通学するために必要な授業料・受講料、その他の教育費に対する支援があります。 ※一部所得制限あり	広島県教育委員会 082-513-4886
日本学生支援機構 JASSO  (外部リンク)	経済的理由で大学・専門学校などへの進学をあきらめないよう、給付・貸与奨学金があります。 ※成績条件や所得制限あり	奨学金相談センター 0570-666-301
国民年金保険料 の免除・猶予 	所得の減少や離職等で経済的に保険料の納付が困難な場合には、本人の申請によって保険料を免除する申請免除制度や納付猶予制度があります。	保険年金課 0848-38-9143
まちかどフード パントリー尾道 	個人・地域企業よりご寄付いただいた食料品等を市内3か所にある無人の食品庫(パントリー)に陳列し、受取登録された方が開設時間内に取りに来ることができる仕組みです。 ※児童扶養手当・就学援助受給者、その他生活に困っている方が該当	尾道市社会福祉協議会 0848-22-2022
尾道市ぽかぽか ●おむつ定期便 	生後 2 カ月から満 1 歳になるまで毎月、配達員(委託会社)が紙おむつなどの子育て用品を無償で配達し、赤ちゃんと保護者にお会いしてお渡しします。訪問時に育児に関するお悩みやお困りごとの相談、子育てに関する情報提供を行います。	おのみちバス株式会社(注文、配達、育児相談) 0848-46-4301 子育て支援課(受付) 0848-38-9112

4. 貸付について

制度名 (尾道市 HP)	制度の内容	問い合わせ先
母子・父子・寡婦 福祉資金貸付金 	母子家庭・父子家庭や寡婦の人に、経済的自立や子どもの福祉を図るため、修学資金や就学支度資金など各種資金の貸し付けを行っています。 ※書類審査、面接などがあり、資金交付まで2カ月程度かかります。お早めにご相談ください。	子育て支援課 0848-38-9205 ※来庁前に事前に電話予約してください。
ひとり親家庭住宅 支援資金貸付 	自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の方へ『住宅支援資金』を貸し付けます。 個別に面接(母子父子自立支援プログラム)を実施した後、必要に応じてご案内します。まずはご相談ください。 ※返還免除あり	
ひとり親家庭高等 職業訓練促進資金 貸付事業  (外部リンク)	高等職業訓練促進給付金事業の利用者について、入学時には入学準備金を、受講修了して就職した場合には就職準備金を貸し付けます。 ※返還免除あり	
生活福祉資金貸付  (外部リンク)	低所得者等の世帯が、安定した生活を送れるようにするために、資金の貸し付け(低利または無利子)と必要な相談支援を行っています。	尾道市社会福祉協議会 0848-21-0322

子どもとの生活のはなし

1. 住まいについて

制度名 (尾道市 HP)	制度の内容	問い合わせ先
市営住宅  (外部リンク)	20 歳未満の子を扶養するひとり親世帯は、入居選考において抽選の当選率が優遇されます。	市営住宅管理センター 0848-21-1266
県営住宅  (外部リンク)		県営住宅管理センター 0848-24-2277
セーフティーネット 住宅情報提供システム  (外部リンク)	住宅確保要配慮者(低額所得者・子育て世帯など)の入居を拒まない賃貸住宅専用の検索・閲覧サイトです。	ご希望の物件がありましたら、物件の住宅詳細の問い合わせ先に直接お問い合わせください。

2. 子どもの学びや体験活動の充実について

制度名 (尾道市 HP)	制度の内容	問い合わせ先
学習支援事業 	経済的に不安定な家庭の子どもの学習支援、進路相談等を行い、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図ります。	尾道(社会福祉課) 0848-38-9126 因島(因島福祉課) 0845-26-6209 向島(子育て支援課) 0848-38-9205
親子交流会 (尾道市母子・父子福祉センター) 	ひとり親家庭の方が交流できるイベント(過去にはパン作りやBBQ、クリスマスリースの作成など)を行っています。材料代 300 円程度の負担のみで参加できますので、お気軽にご参加ください。 ※離婚を考えている方も対象	尾道市母子・父子福祉センター(尾道市社会福祉協議会内) 0848-22-8385

3. 子どもの居場所について

制度名 (尾道市 HP)	制度の内容	問い合わせ先
子ども食堂 	食事の提供に加えて遊び場の提供や学習支援等が行われて、大人から子どもまで誰でも参加することができ、地域の人々と交流できる場になっています。	尾道市居場所づくりネットワーク事務局(尾道市社会福祉協議会内) 0848-22-2114
児童館・児童センター・子育て支援センター 	各種イベントなどを行っています。お気軽にご参加ください。	各利用場所に直接お問い合わせください。

4. 子どもを預かってほしい

制度名 (尾道市 HP)	制度の内容	問い合わせ先
おのみちファミリー・サポート・センター 	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と子育ての援助をしたい人(提供会員)がお互いに助け合うことを目的とした会員組織です。保育所や児童クラブへの送迎など育児の中で「ちょっと手助けしてほしいな・・・」という場面のできる限りお手伝いします。	おのみちファミリー・サポート・センター 0848-37-2415
放課後児童クラブ 	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童などの健全育成を目的に、授業の終了後や学校休校日に、自主学習活動、レクリエーション、集団あそびなどを行います。	子育て支援課 0848-38-9215
子ども第三の居場所 	生活や学習等の環境に課題を抱える子ども等を対象とし、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援等を行うとともに、関係機関へつなぐ等、個々の子どもの状況に応じた支援を提供する居場所です。	子育て支援課 0848-38-9205
こども誰でも通園 	保育所などの通っていない子どもを対象に保育所・認定こども園・子育て支援センターなどで、子どもの育ちや保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援を提供しています。	子育て支援課 0848-38-9207
保育所・認定こども園 	日々保護者の就労などの理由で、家庭での保育ができない状態にある0歳児から5歳児(就学前)までの乳幼児児童を対象に、「心豊かに育ちあう」を共通の目標として、すこやかに育つことを願い、日々の保育を行っています。	各施設 または 子育て支援課 0848-38-9114
病後児保育 	病気の回復期にある児童が、集団保育をするには、まだ体調などの面で不安があるとき、お子さんをお預かりする「病後児保育」をご利用ください。	どうえん尾道中央 認定こども園 0848-37-0600
病児・病後児保育 	医療機関に併設された病児保育室で、保護者が仕事の都合や事故、出産、冠婚葬祭などやむを得ない事情で家庭保育が困難な場合、病気の0歳児(6ヵ月以上)から小学校6年生までのお子さんを一時的にお預かりします。	尾道市立市民病院 0848-47-1155 因島医師会病院 0845-24-1210

仕事のはなし

1. 仕事を探す

制度名 (尾道市 HP)	制度の内容	問い合わせ先
母子・父子自立支援 プログラム策定 	相談者の状況や希望に応じた自立支援計画を策定します。必要に応じてハローワークなどと連携し、就業支援などを行います。	子育て支援課 0848-38-9205 ※制度利用前に事前相談が必須です。 事前に電話予約して相談に来てください。
ハローワーク  (外部リンク)	職業相談・職業紹介・職業訓練・資格取得の相談が無料で利用できます。	ハローワーク尾道 0848-23-8609
尾道しごと館 	キャリアコンサルティングや職業適性診断など「働き方」を見つけるサポートをしています。仕事や就職に不安や悩みを持つ方の相談窓口です。無料で相談できます。 【窓口開設日】 ・尾道市役所本庁舎:毎月第1・3木曜日 ・因島総合支所:毎月第3水曜日	商工課 0848-38-9183 ※予約優先です。事前に電話予約して相談に来てください。

2. スキルアップする

制度名 (尾道市 HP)	制度の内容	問い合わせ先
自立支援教育訓練 給付金 	ひとり親家庭の保護者の方で、就業を目的とした指定教育訓練講座を受講、修了した場合、経費の60%を支給します。また、就職した場合は85%の追加給付があります。 ※該当講座・支給額に条件あり	子育て支援課 0848-38-9205 ※制度利用前に事前相談が必須です。 事前に電話予約して相談に来てください。
高等職業訓練促進 給付金 	ひとり親家庭の保護者の方で、6か月以上の養成機関等で資格を取得するために修学する場合、受講中毎月給付金を支給します。 ※所得制限あり	
高等学校卒業程度 認定試験合格支援 	高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の保護者又は児童で、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。 ※支給額に上限あり	
就労講座 (尾道市母子・父子福祉センター) 	尾道市内に住んでいるひとり親家庭にパソコン教室・医療事務・調剤薬局事務・簿記などの就労支援講座を開催しています。 ※離婚を考えている方も対象	尾道市母子・父子福祉センター(尾道市社会福祉協議会内) 0848-22-8385

相談窓口一覧

離婚前後の相談

内容	相談窓口	問い合わせ先
養育費・親子交流・仕事や生活に関する事など	広島県ひとり親家庭サポートセンター (一財)広島県ひとり親家庭等福祉連 合会が広島県の委託を受け事業を行 っています。	月～金 9時から17時 夜間電話相談(火・木) 17時から20時 休日電話相談(土・日・祝日) 10時から17時 Tel 082-227-2377

生活全般の困りごと

内容	相談窓口	問い合わせ先
仕事や生活など様々な問題 に関する事など	くらし支援課 (尾道市社会福祉協議会)	月～金(祝日、年末年始を除く) 9時～16時 Tel 0848-21-0322

家庭内の困りごと

内容	相談窓口	問い合わせ先
配偶者やパートナーからの暴 力(DV)に関する事	尾道市役所(社会福祉課)【要予約】	月～金(祝日、年末年始を除く) 9時30分～16時 Tel 0848-38-9350
	因島総合支所(因島福祉課)【要予約】	月～金(祝日、年末年始を除く) 9時30分～16時 Tel 0845-26-6209
子育てに関する事	尾道市こども家庭センター (子育て支援課内)	月～金(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分 Tel 0848-38-9219

経済的支援

内容	相談窓口	問い合わせ先
手当・医療費助成・貸付など に関すること	子育て支援課 児童手当・子ども医療費助成 など	月～金(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分 Tel 0848-38-9112
	子育て支援課 児童扶養手当・ひとり親家庭等医療 費助成・福祉資金貸付 など	月～金(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分 Tel 0848-38-9205
食品や生活必需品の受け取 りに関すること	まちかどフードパントリー尾道 (尾道市社会福祉協議会内)	月～金(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分 Tel 0848-22-2022

仕事

内容	相談窓口	問い合わせ先
仕事や資格取得に関するこ と	子育て支援課	月～金(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分 Tel 0848-38-9205
職業相談・職業案内に関する こと	ハローワーク尾道	月～金(祝日、年末年始を除く) 8時30分～17時15分 Tel 0848-23-8609
就労支援講座に関すること	尾道市母子・父子福祉センター (尾道市社会福祉協議会内)	火～日(祝日、年末年始を除く) 9時～16時 Tel 0848-22-8385

※令和8年4月1日現在の情報です。

最新情報はこちらからご確認ください。
尾道市子育て応援サイト
ひとり親家庭のための相談窓口一覧

